

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について

■概要

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する補助金です。

■公募期間

令和元年 8 月 19 日(月) 13 時～令和元年 9 月 20 日(金) 15 時 ※電子申請のみの受付です

■申請類型

	一般型	小規模型
事業実施期間	交付決定日～令和 2 年 1 月 31 日(金)	交付決定日～令和 2 年 1 月 31 日(金)
対象事業	中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援	小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を支援
対象経費	機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費
補助率・補助額	【補助率】対象経費の 1/2 以内 【補助額】100 万円～1,000 万円	【補助率】対象経費の 1/2 以内 【補助額】100 万円～500 万円

■詳細

平成 30 年度補正予算 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 二次公募

消費税軽減税率制度への対応準備はお済ですか？

レジ導入補助金は 9 月 30 日まで！

今年 10 月から「消費税軽減税率制度」スタート！

替えるなら、今！

【原則】
費用の
3/4
補助

レジ 1 台あたり
20
万円
まで



※完了期限：9 月 30 日(月)まで。1 事業者あたり 200 万円まで。

10 月 1 日から消費税が 8%から 10%に改正されると同時に、消費税の『軽減税率制度』が実施されます。軽減税率制度は**全ての事業者**の方に関係があり、**複数税率に対応した請求書**等の発行と、全売上・仕入について**税率別の区分経理**が必要になります。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備など事前の準備が必要な場合があります。早めの準備をお願いします。

【軽減税率制度に関するお問合せ】

消費税軽減税率電話相談センター：0570-030-456 (受付時間 9:00～17:00 土日祝除く)

軽減税率についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率について」をご覧ください

「キャッシュレス・消費者還元事業」について

キャッシュレス・消費者還元事業は、10月1日の消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策としてキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス決済を使ったポイント還元を支援する事業です。この機会にキャッシュレス決済の導入を検討してみたいはいかがですか。

■概要

キャッシュレス端末設置費用等が無料になります。さらに、消費税率引き上げ後の9か月間に限り決済手数料が実質2.17%以下となります。

■問合せ

ポイント還元問合せ窓口

(中小・小規模事業者向け)

ナビダイヤル☎0570-000655

※受付:平日 10~18時

■詳細・申込

キャッシュレス・消費者還元事業

メリット
1

今なら端末導入のご負担なし!

端末本体と設置費用などが無料。



軽減税率対策
補助金対象の
端末支援についても
比較・検討ください!

メリット
2

決済手数料3.25%以下!



さらに
実施期間中は、
国が
その1/3を補助

メリット
3

消費者還元で集客力UP!



メリット
4

レジ締め・現金取扱いコストを
省いて業務効率化!



お知らせ・イベント情報等は当会のホームページをご覧ください

東出雲町商工会

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金:解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

Be a Great Small
中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費:一人月額1,000円(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー
1,000円~10,000円割引

5年に1度
永年勤続
5,000円~10,000円給付

健康診断6,000円補助

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

割引指定店5%以上割引

ツアー2,000円割引

隠岐汽船1,000円割引

抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助

インフルエンザ予防接種
600円補助

祝い金・見舞金等給付

各種チケット購入補助

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555